

令和5年10月

お客さま各位

長浜信用金庫

「定期積金（スーパー積金）規定」の改定のお知らせ

平素は、格別のお引き立てを賜り、厚くお礼申し上げます。

この度、当金庫では「定期積金（スーパー積金）規定」を下記のとおり改定いたします。

改定後の規定は、改定前よりご契約いただいているお客さまにも適用されますのでご了承ください。

記

1. 改定日

令和5年11月1日（水）

2. 改定する規定

「定期積金（スーパー積金）規定」

3. 改定内容

9の2.（満期自動解約処理）

第9条第1項の規定にかかわらず、この積金のうち、積金契約者から、**当金庫所定の申込書または「定期積金満期時自動解約・自動入金依頼書」**により満期自動解約処理の依頼を受けたものについては、当初満期日の前日までにすべての掛金の払い込みが完了していた場合にかぎり、次のとおり取り扱います。

- ①（省略）
- ②（省略）
- ③（省略）

16.（規定の変更）

- (1)（省略）
- (2)（省略）
- (3) 前二項による変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上